

## IBI(坂本中の「いじめ撲滅委員会」)フェスティバルでの話

日立市立坂本中学校長

本日のようにIBI「いじめ撲滅委員会」が中心となって、自主的・主体的・継続的にいじめに取り組む活動は、一人一人がいじめを自らのこととして受け止める機会となります。今日は本当にありがとうございます。

さて、改めて、いじめとは何でしょうか。ここで、法律である「いじめ防止対策推進法」での定義を確認してみましょう。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」、とあります。確認します、「対象児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」がいじめです。これを踏まえた上で、話を聞いてください。

私たちは、いじめられている者の味方になりましょう。訴えに対して、きちんと対応しましょう。法律にあるように、いじめはどこにでも起こる可能性があります。それに対してどのような対応することが大切です。ですから、問題が起こったときには、スピード感をもって積極的に対応しましょう。いじめは卑劣なことで、許されないという強い意志で、学校全体が一体となって取り組む雰囲気と共に日頃からつくりましょう。

また、いじめられている場合は、誰にも相談できないことが多いものです。自分を信じて支えてくれる親や先生、友達の存在が必要です。心配な場面がみられた場合には、「どうしたの。」と声をかけてください。そして、悩みを聞いて欲しいときにいつでも対応できる県北地区いじめ・体罰解消サポートセンターなどの相談窓口やスクールカウンセラーをはじめ相談できる方法があることも忘れないでください。

先日、「青少年健全育成のための市民の集い」に参加する機会がありました。中学生が書いた作文に、小学生の頃に友達に話しかけられたことがきっかけで、心が救われたとの内容が掲載されていました。なんて勇気がある人だろう、と思いました。そうです。「どうしたの？」と皆さん、語りかけてください。そうすることで、救われる生徒がきっといます。

校長先生の話は以上です。今日は本当に感激しました。ありがとう。

令和5年2月 24 日